

離婚に伴う給付等契約公正証書の作成について

公正証書作成の流れ

1. 必要書類と印鑑のご準備

(1)ご本人確認資料 ①～④のいずれか

- ①印鑑証明書（発行後3か月以内）＋実印
- ②運転免許証＋認印
- ③住民基本台帳カード（写真入りのもの）＋認印
- ④パスポート＋住民票＋認印

※実印と認印は調印時にご持参ください。お忘れなく！

(2)戸籍謄本

(3)合意内容等を記載したもの（メモ書きで結構です。）

- ①子供の親権者
- ②子供の養育費（何歳まで？毎月いくら？）
- ③子供との面会交流
- ④財産分与（婚姻期間中形成された共同財産等）
- ⑤慰謝料
- ⑥他の合意内容（年金分割等）
- ⑦離婚届のご提出はいつですか？公正証書作成の前ですか？後ですか？
- ⑧ご職業

2. 公証役場へ（ご準備）

必要書類のご提出とご相談（お一人でも結構です。）

3. 公証役場へ（調印）

公証人が準備した公正証書の内容がよろしければ、お二人で署名捺印。

4. 手数料（調印時にお支払）

例1 養育費のみの場合

10年分の総額に基づいて算定します。ただし、支払期間が10年未満となる場合には、その期間の総額に基づいて算定します。

200万円を超え500万円以下の場合、公正証書用紙代を含め約2万円です。

例2 養育費・慰謝料・財産分与の場合

次の①と②の合計額に公正証書用紙代を加算します。

- ①養育費の手数料（例1参照）
- ②慰謝料と財産分与の合計額に基づいて算定した手数料

※詳しくは、日本公証人連合会のホームページをご覧ください。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

向島公証役場

〒131-0032 東京都墨田区東向島6-1-3 小島ビル2階

TEL 03-3612-5624 FAX 03-3612-2890

E-Mail office@mukojima-kosho.jp

URL <http://www.mukojima-kosho.jp>